



島根県報

令和4年12月13日（火）

号外 第 143 号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示**島根県告示第779号**

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延長		
県道	吉田三刀屋線	雲南市三刀屋町多久和2207番7地先から同2219番1地先まで	前	メートル 6.52～ 49.29	メートル 279.08	雲南県土整備事務所 災害復旧工事 拡幅
			後	メートル 6.52～ 51.65	メートル 279.08	

島根県告示第780号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和4年12月13日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
一般国道	432号	仁多郡奥出雲町亀嵩1368番1地先から同975番6地先まで	メートル 278.30	令和4年 12月13日	雲南県土整備 事務所仁多土 木事業所	
〃	〃	仁多郡奥出雲町亀嵩3210番15地先から同3211番2地先まで	160.80	令和4年 12月13日		